

有機農業を含む環境創造型農業推進施策検討会設置要綱

(目的)

第1条 本県では、環境創造型農業を推進しているが、近年のSDGsの取組拡大や国の「みどりの食料システム戦略」(令和3年5月策定)の推進など、農業をとりまく情勢や農産物市場の動向などが大きく変化している。

これらを踏まえ、世界的な潮流である地球温暖化対策への貢献など新たな視点も加えた施策展開を検討するため、「有機農業を含む環境創造型農業推進施策検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本県農業を取り巻く情勢の変化、有機農産物等の市場の動向等の分析などに関すること。
- (2) 推進施策を強化する方向性と具体的な強化施策等の検討に関すること。
- (3) 有機農業を含む環境創造型農業の今後の展開に関して必要と認められること。

(組織)

第3条 検討会は、別表に記載する委員をもって構成する。

(座長)

第4条 検討会には委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長に事故がある場合、又は委員長が欠けた場合は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、委員長が招集する。

- 2 検討会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合においては、代理人は、検討会開催前に委任状を委員長に提出しなければならない。
- 4 委員長が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者に臨時委員として出席を求めることができる。
- 5 会議の座長は、委員長がこれに当たる。
- 6 検討会は、原則として公開する。
- 7 配付資料は、原則として公開する。
- 8 議事要旨については、本検討会終了後速やかに作成し、原則、公開する。

(謝金)

第6条 委員(臨時委員を含む)が検討会その他委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第7条 委員（臨時委員を含む）が検討会の職務を行うために、検討会に出席し、又は旅行したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

- 2 第5条第3項の規定に基づき代理人が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、代理人に対して、旅費を支給する。
- 3 第5条第4項の規定に基づき委員以外の者が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、農林水産部農業改良課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものほか、検討会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月13日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

- 3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる検討会は、第5条第1項の規定にかかわらず、農林水産部長が招集する。

別表（第3条関係）

氏名	主な役職
辻村 英之	京都大学大学院農学研究科 教授
須藤 重人	農研機構気候変動緩和策研究領域 緩和技術体系化グループ長
村上 佳世	関西学院大学経済学部 准教授
大皿 一寿	(株)ナチュラリズム 代表取締役
高見 康彦	株式会社丹波たかみ農場 代表取締役（兵庫県農業経営士）
櫻井 裕士	全国農業協同組合連合会兵庫県本部 県本部長
及川 智正	(株)農業総合研究所 代表取締役会長
益尾 大祐	生活協同組合コープこうべ 執行役員
藤原 啓	神戸市経済観光局 農水産課長